

# 省エネ適合性判定等手数料一覧

## ●省エネ適合性判定

単位 (円)

非住宅部分の用途が「工場等のみ」の場合		300㎡以上～1,000㎡未満	16,700
		1,000㎡以上～2,000㎡未満	27,100
		2,000㎡以上～5,000㎡未満	80,400
		5,000㎡以上～10,000㎡以下	128,000
「工場等のみ」以外の非住宅の場合	モデル建物法	300㎡以上～1,000㎡未満	110,700
		1,000㎡以上～2,000㎡未満	145,700
		2,000㎡以上～5,000㎡未満	235,700
		5,000㎡以上～10,000㎡以下	309,000
	標準入力法等	300㎡以上～1,000㎡未満	284,400
		1,000㎡以上～2,000㎡未満	367,100
		2,000㎡以上～5,000㎡未満	523,700
		5,000㎡以上～10,000㎡以下	646,000

## ●省エネ適合性判定計画変更 及び 軽微変更該当証明書

単位 (円)

非住宅部分の用途が「工場等のみ」の場合		300㎡以上～1,000㎡未満	11,800
		1,000㎡以上～2,000㎡未満	19,100
		2,000㎡以上～5,000㎡未満	56,400
		5,000㎡以上～10,000㎡以下	90,000
「工場等のみ」以外の非住宅の場合	モデル建物法	300㎡以上～1,000㎡未満	77,600
		1,000㎡以上～2,000㎡未満	102,100
		2,000㎡以上～5,000㎡未満	165,100
		5,000㎡以上～10,000㎡以下	216,000
	標準入力法等	300㎡以上～1,000㎡未満	199,200
		1,000㎡以上～2,000㎡未満	257,100
		2,000㎡以上～5,000㎡未満	366,700
		5,000㎡以上～10,000㎡以下	453,000

### 備考 (概要)

- 一 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。
- 二 内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 三 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む位置の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 四 増築又は改築を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築にかかる部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
- 五 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法（建築物総合エネルギーシミュレーションツール（BEST省エネツール））によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

※詳細は港区街づくり推進事務手数料条例をご覧ください。